「平成 30 年分　給与所得者の配偶者控除等申告書」（マル配）記載の手引き

※平成 30 年の年末調整から登場した新しい様式です。**配偶者特別控除だけでなく、配偶者控除の適用を受ける方も提出が必要**です。
扶養控除等申告書の「源泉控除対象配偶者」に記載があっても、これらの控除を適用するためにはこの書類の提出が必要です。
あなたの合計所得金額の見積額が 1,000 万円超、あるいは配偶者の合計所得金額の見積額が 123 万円超の場合は、適用できないため提出は不要です。

※平成 30 年における、あなたと配偶者の情報をご記入ください。

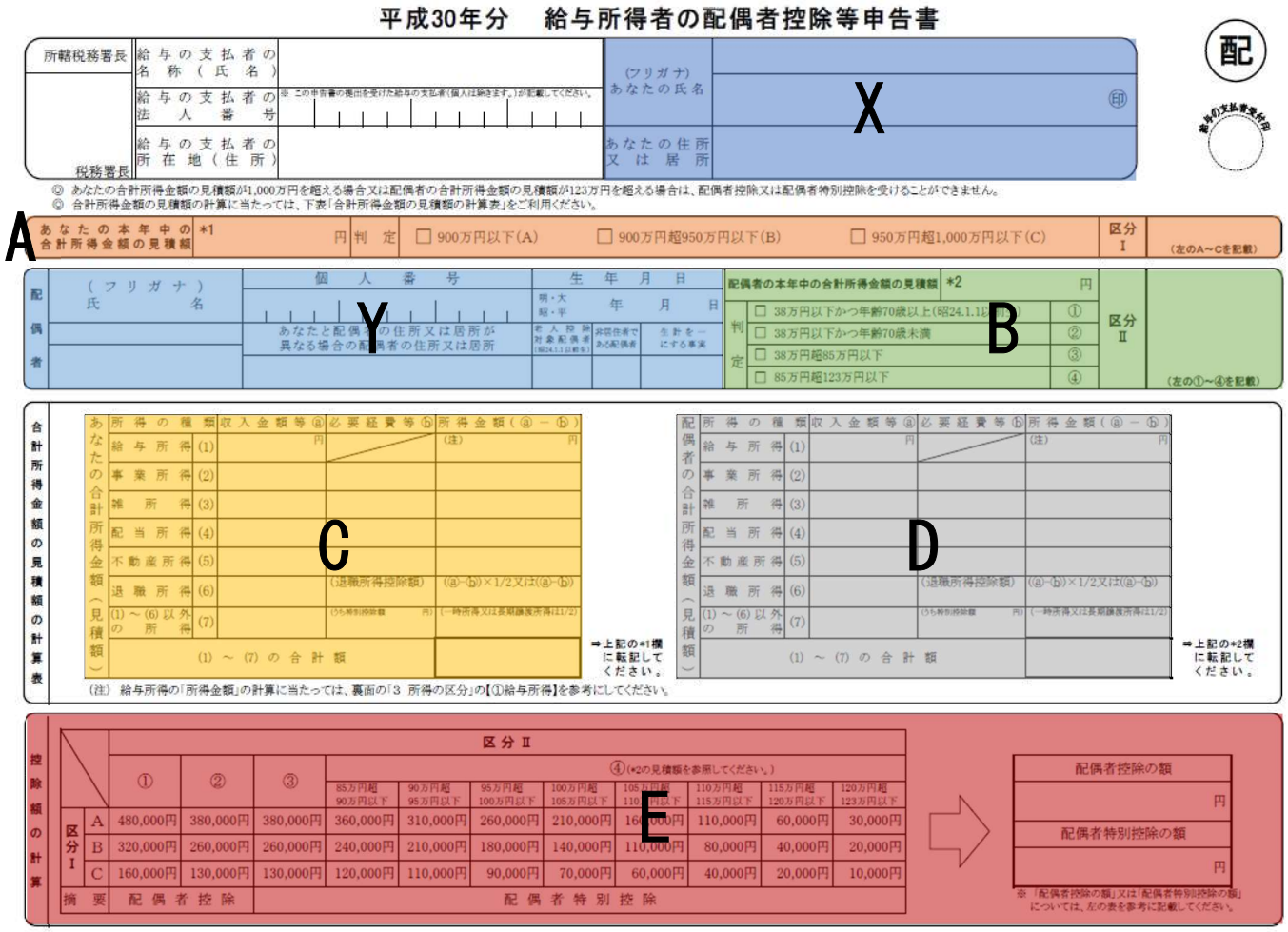

C 欄と D 欄を先に埋めると分かりやすい！

おすすめの記入順

上から順にではなく、**A 欄と B 欄を後に**する方がスムーズに記入いただけます。

① X 欄（あなたの氏名等）を記入

② Y 欄（配偶者の氏名等）記入

③ あなたの所得について

（1） C 欄で合計所得金額を見積もります

（2） A 欄で区分を判定します

④ 配偶者の所得について

（1） D 欄で合計所得金額を見積もります

（2） B 欄で区分を判定します

⑤ E 欄で、③と④で求めた区分をもとに、「配偶者控除」もしくは「配偶者特別控除」の金額を決定

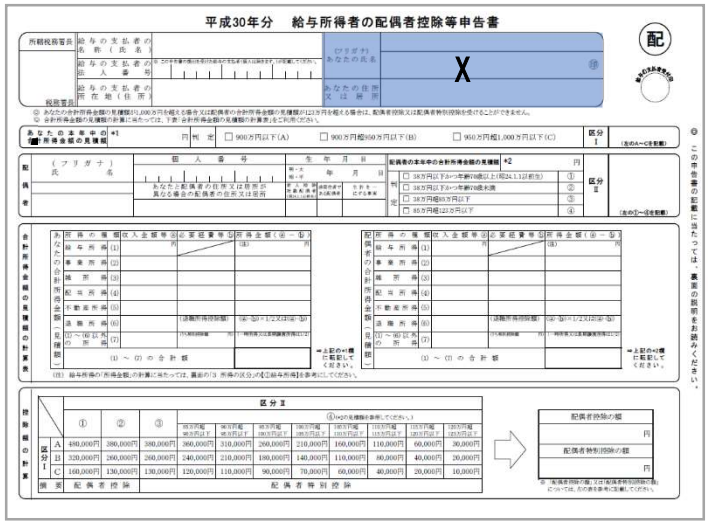

①あなたについて、 X 欄に記入します。

シャチハタは不可です。

(フリガナ) あなたの氏名	印
あなたの住所 又は居所	

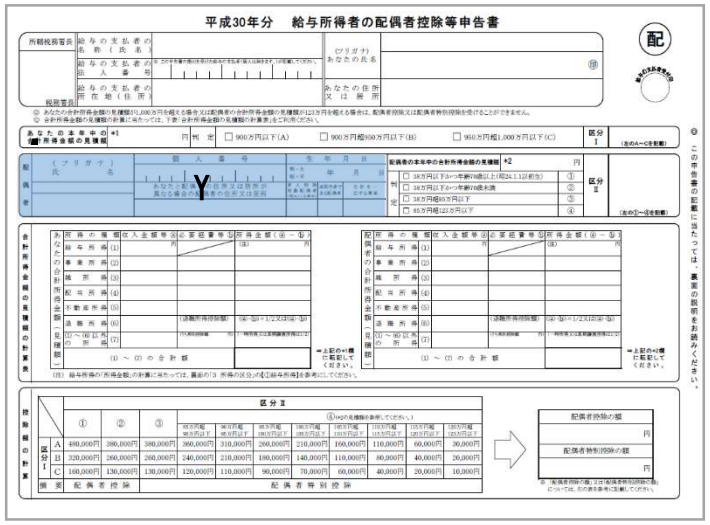

②配偶者について、 Y 欄に記入します。

配偶者の個人番号を記載します。
番号の確認はご自身で行ってください。

配偶者が**昭和 24 年 1 月 1 日以前**の生まれで、かつ、配偶者の合計所得金額の見積額が 38 万円以下の場合は、ここに〇を付けます。

配偶者	(フリガナ) 氏名	個人番号	生日
			明・大 昭・平　月　日
		あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	老人控除対象配偶者(昭24.1.1以前生) / 非居住者である配偶者 / 生計を一にする事実

配偶者が海外に住んでいる場合（日本の非居住者の場合）は、ここに〇を付け、親族関係書類（パスポートの写し・戸籍の附票の写し等）を添付してください。
（マル扶提出時に添付済の場合は不要です。）

「非居住者である配偶者」に〇を付したときは、ここに送金額を記載し、送金関係書類を添付します。

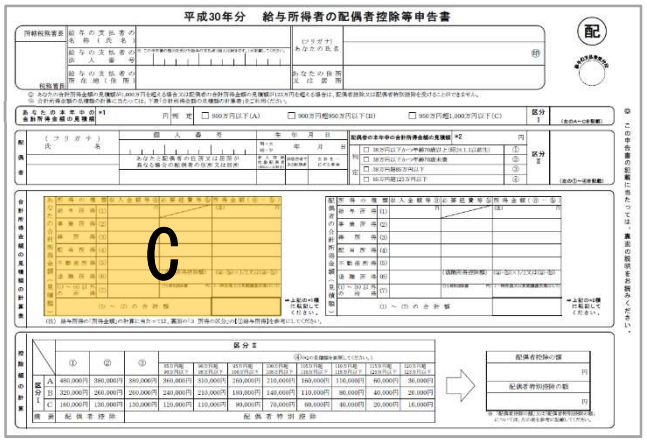

③あなたの所得について記入し、区分を決定します。
まず、 C 欄で平成 30 年のあなたの所得を計算します。

あなたの合計所得金額（見積）				
所得の種類		収入金額等ⓐ	必要経費等ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
給与所得	(1)	円		（注）　円
事業所得	(2)			
雑所得	(3)			
配当所得	(4)			
不動産所得	(5)			
退職所得	(6)		（退職所得控除額）	((ⓐ−ⓑ)×1/2又は(ⓐ−ⓑ))
(1)～(6)以外所得	(7		（うち特別控除額　円）	（一時所得又は長期譲渡所得は1/2）
		合計額		

合計額を計算

A 欄に転記
（次頁参照）

【(3)雑所得】
国民年金、厚生年金、共済年金等の公的年金等は、雑所得です。
公的年金等に係る雑所得は「収入金額－公的年金等控除額」で、
公的年金等控除額は、以下のように計算します。

受給者の区分	その年中の公的年金等の収入金額(A)	控除額
年齢65歳以上の人 (昭和29年1月1日以前生)	330万円以下	120万円
	330万円超　410万円以下	(A)×25%＋ 37万5,000円
	410万円超　770万円以下	(A)×15%＋ 78万5,000円
	770万円超	(A)× 5%＋155万5,000円
年齢65歳未満の人 (昭和29年1月2日以後生)	130万円以下	70万円
	130万円超　410万円以下	(A)×25%＋ 37万5,000円
	410万円超　770万円以下	(A)×15%＋ 78万5,000円
	770万円超	(A)× 5%＋155万5,000円

【(1)給与所得】
直近の源泉徴収票や給与明細書を参考に、下表を用いて平成 30 年中の収入金額を見積ります。※給与の収入金額が 12,200,000 円超の場合は、
配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

（参考：給与所得の金額の計算方法）

給与等の収入金額(A)	給与所得の金額(C)
1円以上　650,999円以下	0円＝(C)
651,000円以上　1,618,999円以下	(A)－650,000円＝(C)
1,619,000円以上　1,619,999円以下	969,000円＝(C)
1,620,000円以上　1,621,999円以下	970,000円＝(C)
1,622,000円以上　1,623,999円以下	972,000円＝(C)
1,624,000円以上　1,627,999円以下	974.000円＝(C)
1,628,000円以上　1,799,999円以下	①:(A)÷4（千円未満切捨て）＝(B)　⇒　②:(B)×2.4＝(C)
1,800,000円以上　3,599,999円以下	①:(A)÷4（千円未満切捨て）＝(B)　⇒　②:(B)×2.8－180,000円＝(C)
3,600,000円以上　6,599,999円以下	①:(A)÷4（千円未満切捨て）＝(B)　⇒　②:(B)×3.2－540,000円＝(C)
6,600,000円以上　9,999,999円以下	(A)×90%－1,200,000円＝(C)
10,000,000円以上	(A)－2,200,000円＝(C)

【(6)退職所得】
収入金額から退職所得控除額を控除した残額の 2 分の 1（特定役員退職手当等の場合は、収入金額から退職所得控除額を控除した残額）です。
社会保険制度等に基づく一時金等で、退職所得となるものもあります。

勤続年数（A）	退職所得控除額
20年以下	40万円 × (A)　(80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円 ＋ 70万円 × ((A)－ 20年)

※その他の注意事項は、当該申告書の裏面をご参照ください。

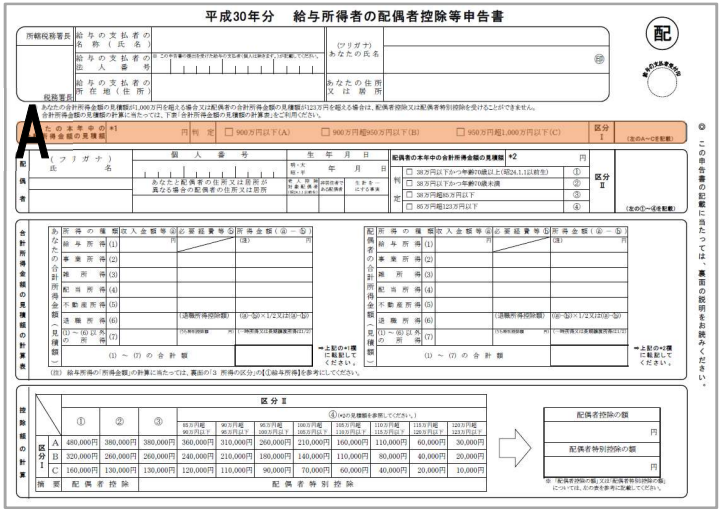

次に、 A 欄であなたの所得の区分を決定します。

(1)　C欄で計算した
「合計額」を転記します。

後ほどE欄にて
この「区分Ⅰ」を使います

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	*1	円	判　定	□ 900万円以下(A)	□ 900万円超950万円以下(B)	□ 950万円超1,000万円以下(C)	区分Ⅰ	

(2)　(1)　の金額から、
該当する□に✔します。

(3)　(2)　の判定結果［(A)(B)(C)
いずれか］を記載します。

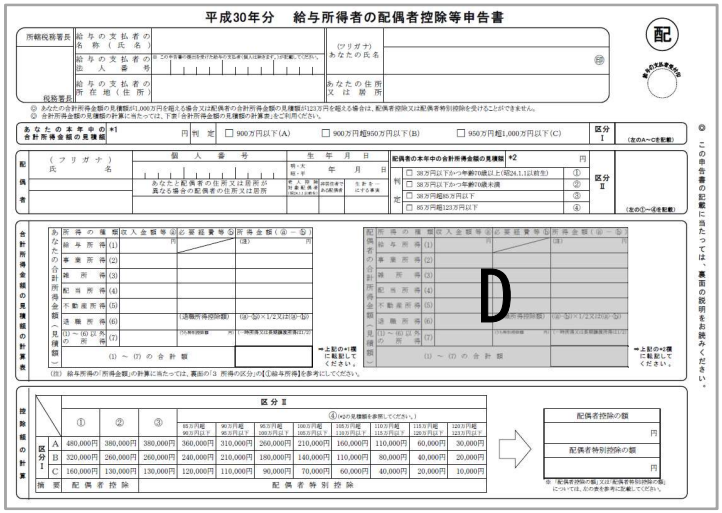

④配偶者の所得について記入し、区分を決定します。
まず、 D 欄で平成 30 年の配偶者の所得を計算します。

配偶者の合計所得金額（見積額）	所得の種類		収入金額等ⓐ	必要経費等ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
	給与所得	(1)	円		(注)　円
	事業所得	(2)			
	雑所得	(3)			
	配当所得	(4)			
	不動産所得	(5)			
	退職所得	(6)		(退職所得控除額)	((ⓐ-ⓑ)×1/2又は(ⓐ-ⓑ)
	(1)～(6)以外の所得	(7)		(うち特別控除額　円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
	(1)～(7)の合計額				**合計額を計算**

各所得の計算方法は、
「C欄」と同じです。
前頁をご参照ください。

配偶者の給与の収入金額が
201.6 万円以上の場合は、
配偶者控除、
配偶者特別控除の
いずれも適用を受けること
ができません。

B欄に転記（次頁参照）

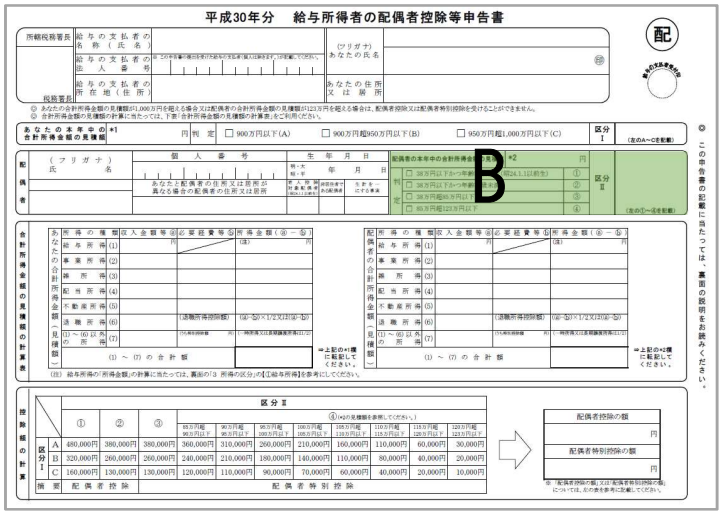

次に、 B 欄で配偶者の所得の区分を決定します。

後ほどＥ欄にて
この「区分Ⅱ」を使います

(1) D 欄で計算した「合計額」を転記します。

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額	*2	円		
判定	□ 38万円以下かつ年齢70歳以上（昭24.1.1以前生）	①	区分Ⅱ	（区分Ⅱを記載）
	□ 38万円以下かつ年齢70歳未満	②		
	□ 38万円超85万円以下	③		
	□ 85万円超123万円以下	④		

(2) （1）の金額と年齢から、該当する□に✔します。

(3) （2）の判定結果［①～④のいずれか］を記載します。区分が①②は「配偶者控除」、③④は「配偶者特別控除」の適用です。

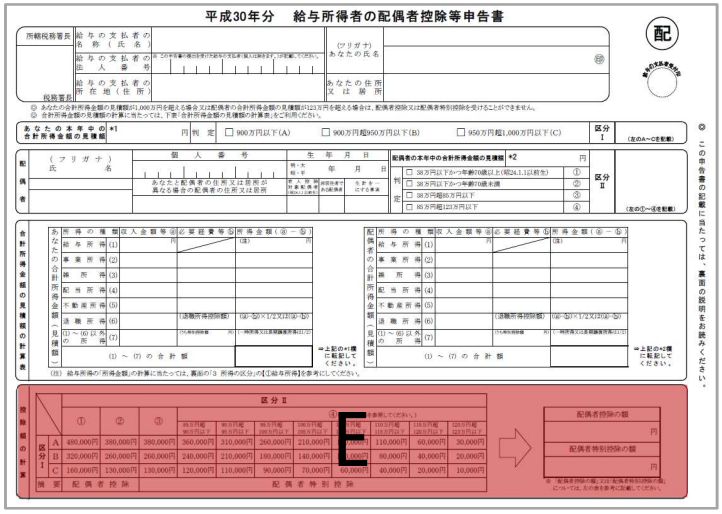

⑤最後に、 E 欄で、「配偶者控除」もしくは「配偶者特別控除」の金額を判定します。

※　詳細は次頁をご参照ください。

控除額の計算		区分Ⅱ ①	②	③	④（*2の見積額を参照してください。） 85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
区分Ⅰ	A	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
	B	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
	C	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円
摘要		配偶者控除			配偶者特別控除							

配偶者控除の額
円
配偶者特別控除の額
円

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

(1) 区分ⅠⅡの区分を照らし合わせて

(2) 金額を転記します。

A 欄で判定した「区分Ⅰ」と、B 欄で判定した「区分Ⅱ」から、控除額を判定します。

A 欄で判定した「区分Ⅰ」

B 欄で判定した「区分Ⅱ」
④の場合は、B 欄に記載した「配偶者の本年度中の合計所得金額の見積額」も必要です

		区分Ⅱ										
		①	②	③	④（*2の見積額を参照してください。）							
					85万円超 90万円以下	90万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 123万円以下
区分Ⅰ	A	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
	B	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
	C	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円
摘　要		配偶者控除		配偶者特別控除								

例：「区分ⅠがB、区分Ⅱが④で、配偶者の合計所得金額の見積額が 88 万円」の場合　⇒　配偶者特別控除　240,000 円

控除額を右欄に転記して完了です。

「配偶者控除の額」もしくは「配偶者特別控除の額」のいずれか一方を記載することになります。

控除額の計算

		区分Ⅱ										
		①	②	③	④（*2の見積額を参照してください。）							
					85万円超 90万円以下	90万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 123万円以下
区分Ⅰ	A	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
	B	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
	C	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円
摘　要		配偶者控除		配偶者特別控除								

配偶者控除の額
円
配偶者特別控除の額
円

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。